

平成30年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
特別養護老人ホーム あじさい園 (福) 見宝会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム あじさい園 宝 (福) 見宝会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 香梅苑 (福) 広瀬福祉会	実地指導	無	
特別養護老人ホーム サンライフ西大寺 (福) サンライフ	実地監査	無	
特別養護老人ホーム トマトホーム (福) 博遊会	実地監査	1. 平成29年度計算書類において、注記の記載が未更新又は記載漏れとなっている項目が散見された。必要事項を確認のうえ、適切に記載すること。 2. 独立行政法人福祉医療機構からの借入金193,630,000円(平成30年3月31日時点残高)について、基本財産である建物を担保に供しているが、平成29年度の附属明細書(借入金明細書)において、当該担保に関する記載が漏れていた。現在の担保状況を再度確認のうえ、適切に記載すること。	1. 「2. 重要な会計方針の変更」が未記入であった為、「平成26年度から社会福祉法人新会計基準に基づき会計処理を行っている」と記載した。 「3. 採用する退職給付制度」が未記入であった為、「法人独自の規定有」と記載した。 2. 「借入金明細書」に担保資産の記載が漏れていた為、記載した。
特別養護老人ホーム 長曾根寮 (福) 大倭安宿苑	実地監査	無	
特別養護老人ホーム なら清寿苑 (福) 大和清寿会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 西ノ京苑 (福) 南都栄寿会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 平城園 (福) 福寿会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 万葉苑 (福) 万葉福祉会	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) なら清寿苑 (福) 大和清寿会	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 万葉 (福) 万葉福祉会	実地監査	無	

平成30年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
軽費老人ホーム (ケアハウス) 八重垣園 (福) 大倭安宿苑	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) らくじ苑 (福) 楽慈会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム かがやきの苑 (福) 大和まほろば会	実地監査	1. 運営規程及び重要事項説明書において、入居者の日常生活上必要となる物品の諸費用として、1日につき150円を徴収することが記載されているが、その内訳はシャンプー、リンス、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等であるとのことであった。「その他の日常生活費」として利用者から支払を受けることができるのは、利用者等の希望を確認した上で提供される日用品である。したがって、事業者又は施設が全ての利用者に対して一律に提供する、共用のシャンプーやティッシュペーパー、トイレトペーパー(個室に設置されている分も含む)等の日用品について、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。ついては、現在日常生活品費の内訳に含まれる項目及び金額が適当であるかを検討し、適正に是正すること。また、検討結果について報告すること。【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)、「その他の日常生活費」に係るQ&A(平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)】【前回指摘事項】	1. 日常生活品費について、現行の利用料を廃止し、利用者負担に見合った料金を設定する。
		2. 利用契約書の付属書類である基本料金表における日常生活消耗品の内容、料金については、上記1.の指摘を踏まえて内容を改めるとともに、各種加算の欄には算定する加算項目を適正に記載すること。	2. 左記の検討内容結果を踏まえて、内容確認後、記載する。
		3. 重要事項説明書に記載されているサービス利用料金表の説明に、地域単価(10.27%)、初回加算、看取り加算及び褥瘡マネジメント加算について追記するとともに、現在加算を算定していない個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算については、削除すること。	3. 追加項目、削除項目について、検討を行い適正に記載する。
		4. 重要事項説明書に記載されている事故発生時の対応の項目に、運営規程第10条第2項に記載されている損害賠償責任について追記すること。【基準省令第31条】	4. 損害賠償請求については、契約書第12条に規定されており、重要事項説明書の事故発生時の対応項目は、家族様への迅速な連絡と必要な措置を講じる旨を説明した。平成31年度の重要事項説明書、契約書の改定に合わせて追記等を行う。
		5. 時間外勤務を行った職員に対し、割増賃金を適切に支払っていないことが確認された。職員の時間外勤務については、職員給与規程第23条の規定に基づき、時間外労働手当を適正に支給すること。【労働基準法第37条】	5. 時間外勤務については、適正に手当て支給をしている。指摘は申請の遅れ等による支給月のずれ等と思われるため、申請の遅れのないよう指導する。
		6. 防火管理者が平成30年4月末で退職した後、防火管理者不在の状況が続いている。早急に管轄の消防署へ届け出を行うとともに、消火、通報及び避難訓練や消防設備等の自主点検等を実施し記録を残すこと。【消防法第8条1項、同施行令第1条の2第3項】	6. 防火管理者については、平成31年2月18日に管轄の消防署に届出を行った。
		7. 各種防災訓練については、例年、5月と10月に実施されているが、本年については未だ実施されていない。防火管理者が居ないため実施できないとの説明であったが、訓練については必ず実施し記録すること。なお、避難及び消火の訓練と併せ、救出訓練についても実施すること。【基準省令第26条】【前回指摘事項】	7. 防火訓練については、今年度は遅れていたが、平成31年1月18日に、管轄消防署に事前に届出を行い通報・消火・避難訓練を実施した。年度内に夜間を想定した避難訓練及び救助訓練について実施する。
		8. 平成25年12月27日の消防法施行規則の改正により、消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物(特別養護老人ホーム等)は、自動火災報知設備と火災通報装置を連動させ、火災信号により自動で119番に通報することが義務付けられている。平成28年に実施された消防局の立入検査において指摘され、対応するとの回答を提出しているが、経過措置による期限である平成30年3月31日までに改善されていなかった。立入検査において指摘があった他の事項も併せて、早急に改善し報告すること。【消防法施行規則第25条第3項第5号】【前回指摘事項】	8. 消防法の規定に基づく自動火災報知設備と通報装置の連動については、平成31年1月22日に改善を完了し消防署にも届出済み。

平成30年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
		9. 平成27年度から貯水槽の点検・整備について実施するよう指導しており、直近では平成29年11月に実施されていた。間もなく1年に1回の点検・整備時期が迫っているため、必ず実施し記録を整備すること。【平成27年度及び平成29年度指摘事項】	9. 受水槽の点検整備については、平成31年1月29日に実施し完了した。
		10. 検食については、利用者に提供する前に実施し検食簿に記録すること。また、検食者の氏名、検食時間の記載漏れが見受けられたため、適正に記録すること。【平成28年度及び平成29年度指摘事項】【社会福祉施設等における食品の安全確保等について（雇児総発第0307001号ほか）】	10. 今回の指摘を受けて再度、検食者に注意喚起を行うとともに記載漏れがないよう栄養士が確認し、記載漏れについては、検食者に確認を行う。
		11. 協力医療機関へ送迎を行った際の費用について、重要事項説明書には実費と記載されていたが、短期入所生活介護における送迎加算を参考に、金額を定めていたため、重要事項説明書に当該金額を記載し、利用者の同意を得ること。なお、改善報告書には、修正後の重要事項説明書及び契約書の付属書類である基本料金表を添付すること。【前回指摘事項】	11. 送迎費については、事前に利用者に説明をし同意を得ている。料金については、平成31年度から重要事項説明書、基本料金表に掲載する。
		12. 深夜業務従事者に対する6月以内ごとに1回の健康診断が実施されていない。法令に従い定期的に健康診断を行うこと。【労働安全衛生規則第44条、第45条】	12. 毎年2月から3月に職員の健康診断を実施しているが、深夜業務従業者については8月から9月に健康診断を実施する。
		13. パートタイマー就業規則、育児休業規程及び介護休業規程について、平成18年に作成されているが、関連法令が改正されているため、現行法令に沿って内容を是正すること。【前回指摘事項】	13. 早急に改正を行う。
特別養護老人ホーム 光の桜 (福) ならやま会	実地監査	無	
特別養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 和楽園 (福) 奈良市和楽園	実地監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 茂毛蔭園 (福) 大倭安宿苑	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 大倭滝の峯荘 大倭滝の峯荘	書面監査	無	
特別養護老人ホーム サンタ・マリア (福) カトリック聖ヨゼフホーム	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) あじさい園 (福) 晃宝会	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 佐保苑 (福) 佐保会	書面監査	無	
養護老人ホーム 和楽園 (福) 奈良市和楽園	書面監査	無	

平成30年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
特別養護老人ホーム ならやま園 (福) 福寿会	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) ニューライフならやま (福) 福寿会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム こがねの里 (福) 秋篠茜会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム こまどりと丘 (福) 大和清泉会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 学園前西特別養護老人 ホーム (福) 奈良苑	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 学園前西ケアハウス (福) 奈良苑	書面監査	無	
特別養護老人ホーム らくじ苑 (福) 楽慈会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム リノ (福) 史明会	書面監査	無	
特別養護老人ホーム ル・エンゲージなかがわ 3番館 (福) 中川会	書面監査	1. 避難訓練及び消火訓練が昨年2月から行われていない。年間2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこと。【消防法施行規則第3条第10項】	1. 昨年6月に夜間を想定した避難訓練及び消火訓練を実施していたが、書面監査の提出書類に記載しておらず、不備があった。しかし、今年2月6日に実施された実地指導の際に、夜間を想定した避難訓練及び消火訓練の実施記録を確認していただき、不備はないとの判断をいただいている。
軽費老人ホーム (ケアハウス) ル・エンゲージなかがわ 4番館 (福) 中川会	書面監査	1. 避難訓練及び消火訓練が昨年2月から行われていない。年間2回以上、うち1回は夜間を想定した訓練を行うこと。【消防法施行規則第3条第10項】	1. 昨年6月に夜間を想定した避難訓練及び消火訓練を実施していたが、書面監査の提出書類に記載しておらず、不備があった。しかし、今年2月6日に実施された実地指導の際に、夜間を想定した避難訓練及び消火訓練の実施記録を確認していただき、不備はないとの判断をいただいている。
特別養護老人ホーム サンライフ明日香 (福) サンライフ	書面監査	無	
特別養護老人ホーム 都祁すずらん苑 (福) 大和会	書面監査	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス) 都祁すずらん苑 (福) 大和会	書面監査	無	

平成30年度 指導監査結果

(老人福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
特別養護老人ホーム 梅花苑 (福) 嘉耶の会	書面監査	無	